

## 「第3次日置市行政改革大綱（案）」に係るパブリックコメント手続の実施結果について

- 1 意見の募集期間      平成28年1月14日（木）～平成28年2月12日（金）
- 2 意見の提出者数      1人
- 3 意見の件数            4件
- 4 意見の処理状況

項目 処理区分	1	2	3 III 具体的方策				4	計
	I 行政改革 の必要性	II 行政改革 の推進体制 等	1 持続可能 な財政運営 の推進	2 公共施設 マネジメン トの推進	3 簡素で効率的 な行政経営及び 職員の育成	4 共生・協働に よるまちづくり の推進	その他	
A 意見の趣旨等を大綱案 に盛り込むもの								0
B 意見の趣旨等を大綱案 に盛り込み済みのもの								0
C 意見の趣旨等を今後の 参考とするもの				1				1
D 意見の趣旨等を大綱案 に盛り込まないもの								0
E その他 (要望・意見等)	1						2	3
計	1	0	0	1	0	2	0	4

項 目	
1	I 行政改革の必要性
2	II 行政改革の推進体制等
3	III 具体的方策
	1 持続可能な財政運営の推進
	2 公共施設マネジメントの推進
	3 簡素で効率的な行政経営及び職員の育成
	4 共生・協働によるまちづくりの推進
4	その他

処理区分	
A	意見の趣旨等を大綱案に盛り込むもの
B	意見の趣旨等を大綱案に盛り込み済みのもの
C	意見の趣旨等を今後の参考とするもの
D	意見の趣旨等を大綱案に盛り込まないもの
E	その他（要望・意見等）

番号	項目	ページ	意見内容	処理区分	意見内容に対する日置市の考え方
1	1	6	<p>3 行政改革大綱の策定</p> <p>第2次大綱で、1P I 基本方針 1 改革が目指すもので述べられている「より効果的・効率性のある質の高い行政サービスを提供していくためには、引き続き行政改革を推進していく必要があります。」と今回の大綱(案)「質の高い行政サービスの提供を目指し、平成28年度からの本市の・・・」となっており、明らかに行政改革の目的が変化しているのでしょうか。同ページの第2次日置市総合計画と第3次行政改革大綱とのリンクでは、持続可能な行政経営を行っていくための行政改革の指針となっています。第2次大綱(案)の審議でも「市民サービスの向上」という項目を具体的方策の一番上にもってくることで賛同を得ているのではないのでしょうか。</p> <p>2016年末の国と地方の長期債務残高が1,062兆円を超えた状況で、政府は2020年度に基礎的財政収支を黒字化する目標を掲げていますが、名目経済成長率が3%越でも厳しいとの見通しがあり、日置市の財政状況が今後厳しくなることは理解しますが、市民のための行政サービスを財政再建のために低下させる、またはそれ相当の負担をお願いするでは、行政改革の目的が違ふと思います。</p>	E	<p>今回、第3次日置市行政改革大綱を策定する目的は「限られた財源等の経営資源の中で、<u>より一層の効果的で効率性のある質の高い行政サービスの提供を目指し、本市の行政改革の指針となる『第3次日置市行政改革大綱』を策定する</u>」としており、これは、第2次行政改革大綱の基本方針を引き継ぎながら、引き続き行政改革に取り組むものであります。</p> <p>今後も厳しい行財政環境が続くことが予想される中で、高度化・多様化した行政課題や行政需要に適切に応え、市民サービスの質の維持・向上に努めながら、本市が持続可能な行政経営を行っていくために、引き続き行政改革に努めてまいります。</p>

番号	項目	ページ	意見内容	処理区分	意見内容に対する日置市の考え方
2	3   2	11	<p>公共施設マネジメントの推進</p> <p>公共施設の総合的で経営管理的な仕組み（公共施設マネジメント）を推進し、最適な配置の実現及び真に必要な公共施設については将来にわたって持続的な提供を目指します。と記載されています。以下、(1) 公共施設の計画的な管理 (2) 公共施設の使用料の適正化 (3) 民間活力の推進と3項目を掲げていますが、「公共施設等総合管理計画」に基づき行政当局が判断し、議会の承認を得るのでしょうか。公共施設は市有財産かつ市民財産です。公的審議会を発足させ、市民の意見を聴取すべきです。なお、私は、吹上、日吉、伊集院、東市来の4町の合併により肥大化した公共施設については、市民の意見を聴取しながら、大幅に削減し、残した施設の充実化を図るべきだと思います。</p>	C	<p>公共施設のマネジメントについては、少子高齢化や人口減少を踏まえ、現在策定を進めている「日置市公共施設等総合管理計画」において、施設の老朽化、維持管理経費及び将来の更新費用の見通し等の全体の状況を把握し、施設の保有数量の縮小、長寿命化の推進及び施設管理の効率化など、施設の総合的な管理推進の基本的な方針をとりまとめます。</p> <p>これまでも施設ごとの具体的な方向性等については、市民や各種団体の代表者及び学識経験者等で構成する、施設の「あり方検討委員会」や「建設検討懇話会」等にて検討の上、市の方針を定めていますので、これらの会において「日置市公共施設等総合管理計画」の方針等を踏まえて審議を行っていただき、各施設の方向性を定めることとしています。</p>
3	3   4	16	<p>共生・協働によるまちづくりの推進</p> <p>(2) 市民主体のまちづくりの推進</p> <p>16P 8行目「更に、これまでの取り組みにより、地区公民館が共生・協働による地域づくり組織という認識が進む中、……自主的・主体的に公共的サービスの一部を担っていただく取り組みを推進します。」と記載されておりますが、この地区公民館とはどう理解するのでしょうか。私は、宮脇自治会に所属しており、郡地区公民館（あくまで任意ではないでしょうか）、伊集院校区公民館に包含されていません。現在の伊集院校区公民館は31自治会が所属しており、地域の課題、独自性の把握に疑問があり、細分化する必要があります。また、公共的サービスの一部を担うにあたり、自治会未加入世帯をどうするのか自治会として大きな課題となっており、かつ自主防災組織として未加入世帯をどう扱うのか判断に迷うところです。</p>	E	<p>本市では、顔の見える範囲である小学校区とかつて小学校区であった26のエリアに平成19年度、地区公民館を設置し、地域づくり活動の拠点、組織として位置づけ、協働を推進し、自治を補完していくコミュニティづくりを進めています。</p> <p>伊集院地区公民館のエリアには市の1/5を超える市民が居住し、所属する自治会も31を数え、一般的な地区とは条件が異なります。地区の全体的な課題に取り組みながら、郡地区のように、地域特性が類似した自治会が連携して公共的課題を解決していく仕組みを、地区公民館として構築していく必要があると考えます。</p> <p>地域自治の根幹である自治会への加入率は、少しずつ低下しています。体験加入や半額会員、集合住宅オーナーとの交渉など、様々な取組みが続けられており、自治会長研修会等で情報交換や共有を図りつつ、市民への啓発も継続していきます。</p>
4	3   4	16	<p>(3) 機能維持困難自治会への対応</p> <p>機能維持困難自治会への対応として、記載内容に異存はありませんが、地域自治会の共生・協働作業を行うにしても、肝心の担い手が高齢化または少数化している現実があり、単に自治会の統合・再編だけで問題が解決するのでしょうか。前項と併せ、行政側の視点だけではなく、住民目線に立った取り組みが必要です。</p>	E	<p>第3次の大綱(案)は「少子高齢化の進行に伴う人口減少社会を見据えた持続可能な行政経営の確立を目指して」という基本方針を掲げ作成しており、これからの共生・協働によるまちづくりとして、市民と市が対等な立場で、お互いの特性や能力を生かしながら連携・協力して地域課題の解決に向けて取り組むことを具体的方策に掲げています。</p>